

山口市大型合併処理浄化槽改築整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化により周辺環境に著しい影響を及ぼす又は及ぼす可能性のある大型合併処理浄化槽の改築を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、山口市（以下「市」という。）が交付する大型合併処理浄化槽改築整備事業の補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 法第2条第1号に規定するし尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽であって、法第4条に規定する基準に適合し生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水1リットル当たりのBODの日間平均値が20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (3) 変則合併処理浄化槽 既設のし尿のみを処理する浄化槽（以下「前置浄化槽」という。）並びに生活雑排水及び前置浄化槽からの排水を併せて処理する装置を組み合わせたものであって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- (4) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

(補助対象地域及び補助対象施設)

第3条 補助の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、市域のうち公共下水道全体計画区域外の地域であって、次に掲げる区域を除く地域とする。ただし、市長が公益上特に必要と認めた地域については、この限りでない。

- (1) 農業集落排水処理施設による処理区域及び処理予定区域
- (2) 漁業集落排水処理施設による処理区域及び処理予定区域
- (3) 地域し尿処理施設（コミュニティプラント）その他の生活排水処理施設の処理区域及び処理予定区域

2 補助対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、補助対象地域において、専ら戸建ての専用住宅（以下「戸建専用住宅」という。）からなる住宅団地から排出されるし尿及び生活雑排水を集合して処理する既存の100人槽以上の合併処理浄化槽又は変則合併処理浄化槽（以下「大型合併処理浄化槽」という。）を改築整備する場合において、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 既存の大型合併処理浄化槽で、原則として設置後30年以上経過したもの。
ただし、市長が特に必要と認めるものは、この限りでない。
 - (2) 既存の大型合併処理浄化槽で、老朽化により周辺環境に著しい影響を及ぼす
又は及ぼす可能性のあるもの
 - (3) 既存の大型合併処理浄化槽に接続する住宅団地内の戸建専用住宅（以下「接
続戸建専用住宅」という。）の概ねにおいて、各戸別に合併処理浄化槽を設置
することが困難であると市長が認めるもの
- 3 補助対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は次に掲げるものとする。
- (1) スクリーン、脱水機、沈砂池その他汚水の前処理に必要な設備
 - (2) その他の汚水処理設備
 - (3) 消毒設備
 - (4) 脱臭設備
 - (5) 換気、除じん等に必要な設備
 - (6) 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - (7) 管理・計量設備、ポンプ設備等の設備
 - (8) その他市長が特に必要と認める設備

（補助対象者）

第4条 市は、補助対象地域において補助対象施設の改築を行おうとする者（団体）
に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、次の各号のいず
れかに該当するものを除く。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出をしない場合及び建築基準法第6条第1
項又は第6条の2第1項に基づく確認を受けずに、補助対象施設を改築する場合
- (2) 補助事業の当該年度（以下「補助事業年度」という。）内に補助対象施設の
改築工事（以下「補助対象事業」という。）を完了することができない場合。
ただし、市長がやむを得ないと認める特別の理由により改築工事の完了を補助
事業年度の翌年度に繰り越す場合で、市長が別に定める期限までに、あらかじめ
その旨の申出をした場合については、この限りでない。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、補助対象設備の設置工事に要する費用（消費税及び地方消
費税相当額を除く。）の2分の1に相当する額と、別表左欄の延べ床面積の各区
分に該当する住宅戸数に同表右欄の補助基本額を掛け合わせて計算した各区分
別の金額の合計額とを比較して少ない方の額とする。

（入札又は見積書の徴収）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の請負工事事業者を決定す
るにあたり、あらかじめ事業者による入札又は2以上の事業者から見積書の徴収

を行わなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定により提出を求める見積書において、補助対象設備の設置工事に要する費用が明らかとなるよう事業者に求めなければならない。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前の年度の市長が定める期限までに、あらかじめ大型合併処理浄化槽改築整備事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書及び見積書(前条の規定による入札の結果が分かる書類又は当該見積書)の写し
 - (3) 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し(建築確認を受けたものについてはし尿浄化槽調書を添付)
 - (4) 市が浄化槽設置者に通知する浄化槽設置届出書受理通知書の写し又は浄化槽変更届出書受理通知書の写し
 - (5) 浄化槽設置工事業者との工事請負契約書の写し
 - (6) 配置・配管図
 - (7) 調査同意書
 - (8) 接続住宅等の所在、所有者名等必要事項を記載した一覧及び各戸の接続同意書(借家等の場合は賃貸人の接続同意書)
 - (9) 公共下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設等供用開始時の接続等誓約書
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条に定める補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者(以下「補助対象者」という。)に対しては、大型合併処理浄化槽改築整備事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとし、交付しないと決定した者に対しては、大型合併処理浄化槽改築整備事業補助金不交付通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

- 3 市長は、前項の補助金の交付決定に当たり必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業の着手)

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者は、同項の

通知を受けた後でなければ当該補助事業に着手してはならない。

(変更承認申請等)

第10条 補助対象者は、第8条第2項の通知を受けた後、補助金の交付の申請内容を変更しようとする場合は、大型合併処理浄化槽改築整備事業変更承認申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、当該補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となった時は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(変更承認の通知)

第11条 市長は、前条第1項に定める変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、可否を決定し、大型合併処理浄化槽改築整備事業変更承認・申請却下通知書(別記様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更の承認に当たり必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(事業の廃止)

第12条 補助対象者は、第8条第2項の通知を受けた後、当該補助事業を廃止する場合には、速やかに大型合併処理浄化槽改築整備事業廃止届(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象者は、当該補助事業完了の1箇月後又は当該補助事業年度の3月31日のいずれか早い日までに大型合併処理浄化槽改築整備事業実績報告書(別記様式第7号)に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類を添付)
- (2) 法第7条の規定による法定検査の依頼書及び検査手数料の受領書の写し
- (3) 合併処理浄化槽の設置工事が適正に行われたことが明らかとなる着工前から完了までの工事の各工程及び管渠の写真
- (4) 完成配管図(平面図・縦断図)
- (5) 収支決算書
- (6) 浄化槽設備士が現地で施工状況を確認したチェックリスト
- (7) 維持管理誓約書
- (8) 改築工事費請求書又は領収書の写し(ただし、請求書を提出する場合は、後日領収書を提出すること)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定等)

第14条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、当該補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、大型合併処理浄化槽改築整備事業補助金交付額確定通知書（別記様式第8号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象者に対して命令し、結果を報告させることができる。

(補助金の請求)

第15条 補助対象者は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、大型合併処理浄化槽改築整備事業補助金交付請求書（別記様式第9号）により市長に補助金を請求することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず第8条第2項の交付決定通知をした後、同通知書に記載する交付額の範囲内で概算払により補助金を交付することができる。

(補助金交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前各号のほか、当該補助事業に関して補助金の交付の決定及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の処分に従わなかったとき。
- (4) 精算額が交付決定額に比べて減少したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消したときは、大型合併処理浄化槽改築整備事業補助金取消通知書（別記様式第10号）により補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づき、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命じなければならない。

4 第1項から第3項までの規定については第14条第1項の規定による補助金の交付額の確定後においても、これを適用する。

(報告及び検査)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、書類、帳簿及び事業施行の現地等状況を検査し、その他必要な指示をすることができる。

できる。

(所有者又は使用者の責務)

第18条 補助対象施設の所有者又は使用者は、浄化槽の機能を常に良好な状態で保持するため、保守点検及び清掃を定期的に行う等、適切な維持管理をしなければならない。

2 市長は、補助対象施設の所有者又は使用者に対し、浄化槽の機能及び管理状況について必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

3 補助対象施設の所有者又は使用者は、前項の規定による市長の調査又は報告の求めに協力しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長の指示によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表中住宅1戸当たりの補助基本額については、当分の間、「332,000円」を「382,000円」に、「414,000円」を「464,000円」に読み替えて適用する。

別表（第5条関係）

住宅1戸当たりの補助基本額

| 1戸当たりの延べ床面積 | 1戸当たりの補助基本額 |
|-------------|-------------|
| 130㎡以下 | 332,000円 |
| 130㎡超 | 414,000円 |

備考

- 1 表中における「住宅」とは、改築する大型合併処理浄化槽に接続する戸建専用住宅のみを対象とする。
- 2 本則第5条に規定する「補助基本額」は、表中左欄の延べ床面積の各区分に該当する住宅戸数に右欄の補助基本額を掛け合わせて計算した各区分別の金額の合計額とする。